

## 社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 公衆無線 LAN 運用方針について

### (目的)

第1条 この運用方針は、町田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が町田市民フォーラム4階本会専有部分（以下「フォーラム」という。）とせりがや会館に整備するインターネット接続環境のうち、会議室を使用するボランティア団体等が情報収集の利便性の向上や活動内容の幅を広げるために利用する公衆無線LAN（以下「無線LAN」という。）について、その必要な事項を定めるものとする。

2 無線LANを利用する者（以下「利用者」という。）は、本方針に同意したものとみなす。

### (内容)

第2条 無線LANの利用に関しては次の各号のとおりとする。ただし、本会会長（以下「会長」という。）は本会事業の実施に合わせ利用時間の変更若しくは中止できるものとする。

- (1) 無線LANの利用時間はフォーラムとせりがや会館の開館時間とする
- (2) 無線LANの利用料金は無料とする
- (3) 無線LANの利用申請は不要とする
- (4) 無線LANの利用場所はボランティアセンター講習室、ボランティアセンター活動室、せりがや会館ボランティアサロン大会議室、第一会議室、第二会議室とする

### (無線LANの利用条件)

第3条 無線LANを利用するための通信機器（以下「パソコン等」という。）は、利用者が準備するものとする。

2 会議室の既設電源の使用が認められている場合を除き、利用者が使用するパソコン等及びパソコン等の付属機器等に供給する電源は、利用者が準備するものとする。

3 利用者は、無線LANの利用に際し、不正アクセス等の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法律等を遵守しなければならない。

4 無線LANを利用するためのパソコン等の設定及び操作は、利用者が行うものとする。

5 無線LANへ接続するパソコン等のセキュリティ対策は利用者が行うものとする。

6 無線LANを利用する者は、他の利用者の迷惑とならないように、音量等に配慮して利用するものとする。

7 その他の利用方法については、会長の指示に従うものとする。

### (利用の停止)

第4条 会長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 第5条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、本運用方針に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切であると会長が判断した場合  
(禁止事項)

第5条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) もっぱら営利を目的とした事業を行う行為（営業・販売行為等）
- (2) 第三者、他の利用者若しくは本会に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (3) 誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為若しくはそのおそれのある行為
- (6) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (7) ユーザーID及びパスワードを不正に使用する行為
- (8) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて又は無線LANに関連して使用若しくは相手方の同意の有無にかかわらず送付又は提供する行為
- (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提携勧誘販売取引及びその他の目的に特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (10) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
- (11) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し若しくは違反するおそれのある行為又は会長が不適切と判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって、本会、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者が全ての法的責任を負うものとし、本会は、一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止・変更)

第6条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線LANの運用を中止できるものとする。

- (1) 無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 暴動、騒乱、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線LANの運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合

(4) その他無線LANの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

- 2 無線LANの運用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、本会は一切の責任を負わないものとする。
- 3 会長は、利用者の承諾なしに本サービスの内容を変更できるものとする。

(免責)

第7条 無線LANの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等について本会は、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 パソコン等の種類若しくはソフトウェア等の種類により無線LANが利用できない場合であっても、本会は一切の責任を負わないものとする。
- 3 無線LANの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線LANを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のパソコン等のウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、本会は一切責任を負わないものとする。
- 4 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 5 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、本会は、一切の責任を負わないものとする。
- 6 無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを収集及び閲覧、特定Webサイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

(運用方針の変更)

第8条 会長は、利用者の承諾を得ることなく、本運用方針を変更することができる。

附則

- 1 本運用方針は、令和3年5月1日から施行する。